

令和5年度東京都入札監視委員会 第2回第二監視部会

令和6年1月17日(水)

東京都庁第一本庁舎北塔 33階 特別会議室N6

【須藤契約調整担当部長】 それでは、定刻でございます。これより令和5年度東京都入札監視委員会第2回第二監視部会を開催させていただきます。

委員の皆様には、お忙しい中、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。本日の進行役を務めさせていただきます、財務局契約調整担当部長の須藤でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日は、令和4年度の第4四半期に発注した工事についてご意見をいただきます。委員の皆様には、それぞれご専門の見地から、忌憚のないご意見を頂戴し、東京都の入札契約手続の公正性、透明性の確保にお力添えをいただけますよう、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

本日は、4名の委員、皆様にご出席をいただいております。ありがとうございます。ご出席いただいております委員及び東京都の職員の出席者につきましては配付資料のとおりでございます。紹介は割愛させていただきます。なお、本日は、各事案ごと、各事業執行局の職員も出席させていただきます。

それでは、本日の議事進行役についてであります。有川部会長をお願いいたします。有川部会長、よろしくお願いいたします。

【有川部会長】 有川です。よろしくお願いいたします。

それでは、本日の議事進行と資料につきまして、事務局のほうから説明をお願いいたします。

【今村電子調達担当課長】 電子調達担当課長の今村でございます。よろしくお願い申し上げます。

それでは、議事進行につきまして、簡単にご説明申し上げます。

まず当委員会設置要綱第2条第6号に基づき、令和4年度の第4四半期に談合の情報処理を行いました事案についてご意見をいただきます。こちらの議案は1つでございます。

次に、同第2条第1号に基づく定例事案として、令和4年度の第4四半期に契約した工事についてご意見をいただきます。議案は4つでございます。

引き続きまして、事前に配付いたしました資料について確認させていただきます。

本日の資料は、事前に委員の皆様にお送りしておりますが、まずA4縦の次第一式と、「対象事案の抽出について」というA4横の資料1枚、こちらに、本日の案件の一覧がございます。それから、本日ご意見をいただく議案1から議案5になります。資料の不足等はございませんでしょうか。

なお、本日の資料は、委員の皆様限りでご覧いただくこととさせていただきます。本日

の部会終了後のお取扱いには、十分ご注意くださいようお願い申し上げます。

それでは有川部会長、議事の進行をよろしく願いいたします。

【有川部会長】 それでは、まず本日の議案につきまして、資料1に沿って説明させていただきます。

第二監視部会では、具体的な抽出方法として、高額の事案については、金額が高い順に上位100件の中から抽出すること。高落札率の事案については、落札率100%と99%台の案件のうち、それぞれ金額が高い順に、上位50件ずつの中から抽出すること。社会的注目事案については、新聞や雑誌等で取り上げられた案件の中から抽出すること。1者入札の事案、低入札価格調査を行った事案及び長期継続受注事案については、該当する全案件の中から抽出することとしております。こうして最終的に決定した事案が資料1に記載した事案となっております。

それでは、これより本題に入りたいと思います。

ここからは、個人情報や法人等の情報の保護のために非公開とさせていただきます。後日、議事概要及び議事録を東京都財務局ホームページに掲載する予定にしております。恐れ入りますが、取材等の方はここからご退席をお願いしたいと思います。

(取材関係者退室)

【有川部会長】 それでは、まず議案1につきまして、準備の上、説明をお願いしたいと思います。

((所管局) 職員入室)

【今村電子調達担当課長】 それでは、議案1の事業所管局である(所管局)の出席者を紹介させていただきます。自己紹介をお願いします。

【(所管局 A)】 (所管局 A)と申します。よろしくお願いします。

【(所管局 B)】 (所管局 B)です。よろしくお願いします。

【今村電子調達担当課長】 それでは、議案1をご覧ください。令和5年1月に談合情報処理を行った事案でございます。匿名の方から寄せられた情報について、(所管局)において談合情報検討委員会を開催したものでございます。談合情報検討委員会は、2回行われました。その結果、入札執行と判断したものでございます。

説明は以上でございます。

【有川部会長】 ありがとうございます。本件を含め、各事業の内容につきましては、事前に事務局から説明を受けているところであります。

それでは早速ですが、本事案について、質問や意見のある委員は、挙手をお願いします。ありませんでしょうか。遠慮なく挙手をお願いします。

片桐委員、お願いします。

【片桐委員】 本件に関して事前に質問をしていたと思うんですけども、この同事業の過去の入札メンバーというのが同じだったかどうかというのを教えていただけますでしょうか。

【(所管局 A)】 特に毎回決まった企業が入札に入っているというわけではございません。当然ながら、(所管局)におきまして、工事案件ですので、10者を指名業者選定委員会によって指名しているため、狭い業界ですので、多少は重なる時期があったとしても、毎回同じということはございませんでした。

以上です。

【片桐委員】 すみません。毎回同じというのは、100%同じではなかったと、そういう意味でしょうか。

【(所管局 A)】 委員が言われるとおりのとおり、そのとおりでございまして、毎回何者かは、当然ながら希望制で手を挙げるところもございしますので、それ以外の、例えば任意で指名するところもございしますので、100%同じところが毎回入札に参加しているということはございません。

以上です。

【片桐委員】 100%全部同じじゃなかったとして、例えば、じゃあ、半分ぐらいはいつも同じメンバーとか、そういうことはないですか。

【(所管局 A)】 多くて2、3者が、同じその時期に、入札に参加していることはあるんですが、半数まではいないと。内容を精査した結果、そのような回答でございます。

以上です。

【片桐委員】 ありがとうございます。

【有川部会長】 ほかの委員は、何か意見、質問はありますでしょうか。

じゃあ、途中ですけど、私のほうからちょっと、二、三お聞きしたいと思います。

(非公表部分) 付の、この談合検討委員会の実施についてという、その記録のペーパーのところに、議事録として書いてある部分について少しお伺いしたいんですけども、談合情報の中にあつた(非公表部分)という人物は、在籍はしたけれども、書いてあつた役職とはちょっと違う役職だつたと書いてありますけれども、また、談合の事実についても無いとのことであつたということですが、これは、(非公表部分)という方にヒアリングをした結果、そういうふうな談合の事実がないということだつたという、そういう結論になっているのでしょうか。

【(所管局 A)】 (非公表部分)のほうに当庁のほうで電話連絡をいたしまして、当然ながら、まず(非公表部分)という方につきましては、投書では課長ということになっていたんですが、実際には課長代理として在籍はしていたということでした。

そのほか、この本人に聞き取りをとるよりは、当然、我々どもとすると、会社として責任ある立場の方、今回の場合には(非公表部分)から直接、会社としての回答として、そういう談合の、そういう事実があつたとかいうことを聴取して、回答を企業として、会社として回答いただいているところでございます。

以上です。

【有川部会長】 そうすると、談合情報の中に書いてあった（非公表部分）という方は、特に接触はなかったということなんですか。

【（所管局 A）】 はい。直接、（所管局）として、入札を担当する（所管課）として連絡を取ったことはございません。

【有川部会長】 それから、同じ議事録に書いてあります事情聴取の結果、積算も自ら行っているとのことだったというんですけど、これも電話での聞き取りということなんですか。

【（所管局 A）】 はい、そのとおりでございまして、（非公表部分）のほうに直接確認をして、積算も自らの会社でやっているということで確認取っております。

以上です。

【有川部会長】 それをデータなどで裏づけるようなことは、特に調査の中には入っていないということなんでしょうか。

【（所管局 A）】 はい、そうですね。言われるとおり、特に口頭での聞き取りで、データ等、提出いただいたところは、この（非公表部分）を含め、各者、関係のところに聞き取ったんですけども、そこからは、提出はいただいてないところがございます。

【有川部会長】 それからもう1点、確認したいんですけども、2回にわたって会議が行われて、1回目がその前日の（非公表部分）、2回目が（非公表部分）のこの委員会を開催して、入札については執行することが決定されたというのが、時間的には、これは午後3時45分に開催されましたので、大体その前後にというか、3時45分の後に入札を執行するというふうに組織として決定したんだろうと思いますけれども、添付いただいた、関係の、その談合情報に係る事案の中で、88ページが打たれている（非公表部分）の案件と、124ページの（非公表部分）の案件については、実は開札日がこれより前の、同じ（非公表部分）の午前9時になっているんですけども、これは、この決定する前に開札しているというのは、どういうふうに理解したらよろしいのでしょうか。

【（所管局 A）】 （非公表部分）が今回の8件中、入札に参加したのが3件だったものですので、それについて引き続き調査を翌日の（非公表部分）も行いまして、今言われる案件につきましては、入札自体、この（非公表部分）の工事だったんですが、（非公表部分）が入ってなかったために、通常どおり入札を行ったということでございます。

以上です。

【有川部会長】 （非公表部分）が入ってない分についても一応、参考までに資料としてつけていただいていますけれども、入札手続としては、（非公表部分）が入っている部分だけは差し止めて、この委員会の決定を得るまでは手続を止めていて、それ以外については、通常どおり進めたという理解でよろしいでしょうか。

【（所管局 A）】 （非公表部分）が入った案件で、複数、他の企業も入っているところ、ございますので、計16者になるんですけども、そこについて聞き取りを行いまして、それ以外の案件につきましては、通常の、当初の入札の、入札日に特に変更なく行えたも

のですので、そこについては影響ないということで、通常どおり入札を行ったところでございます。

【有川部会長】 はい、ありがとうございます。

今に関連しなくても結構ですので、ほかの委員で意見や質問がありましたら、よろしくをお願いします。

よろしいですか。ほかの委員からは特に質問がないようですので、もう1点だけ、ちょっと私、確認したいんですけど、談合情報の宛先として、都庁と並んで公正取引委員会として、各位として並んでいますけれども、公正取引委員会には、この文書以外に別途、何か談合に関する情報が提出されているかどうか。ほかの役所の話なんで、分かっていたら教えていただきたいんですけども。

【(所管局 A)】 我々どもが公正取引委員会に連絡を何度かさせていただいたんですが、そのときには、同じものが基本的には行っていて、それ以外のものはついていないということで、連絡が来ていないということで確認をしております。

以上です。

【有川部会長】 はい、ありがとうございます。

ほかの委員から、追加で質問、意見はないでしょうか。なければまとめたいと思いますが。よろしいでしょうか。

先ほど私が質問したのにちょっと関連するんですけども、通常でしたら、当事者、つまり、今回、談合情報があった企業についてヒアリングするとき、少なくとも、ケースによっては電話で聞き取りすることもあるんでしょうけども、ただ、相手方が談合していませんとか、あるいは積算も自らやっていますと言っても、こういう情報が来たときには、信憑性がそれなりにある場合は、やはり裏づけを取るような形でのデータを見せてもらうとか、資料を見せてもらうというような形に当たる必要も出てくる場合もあるかと思いますが、本件については恐らく、その情報としての信憑性といいますか、それを裏づけする詳しいデータとか、そういった裏づけ資料が出てないので、一応、これで事実認定が足りるというふうな判断をされたんだろうと思います。

それで妥当かどうかということで、特にほかの委員から質問や意見がなかったようですので、私個人としては、ケースによっては、もう少し突っ込んだ形での質問の仕方、あるいは、裏づけの取り方というのが必要な場合も出てくると思いますけれども、本件の談合情報については、このような調査、あるいは、このような結果で、特に問題はなかったというふうに理解したいと思いますが、よろしいでしょうか。

じゃあ、各委員、そういうふうな意見でしたので、今回の談合の情報に対する調査については、特に問題はなかったというふうにしたいと思います。どうもありがとうございました。

((所管局) 職員退室)

(警視庁職員入室)

それでは、議案の2に入りたいと思います。警視庁の方、準備でき次第、説明をお願いします。

【今村電子調達担当課長】 それでは、議案2の事業所管局である警視庁の出席者を紹介させていただきます。自己紹介をお願いします。

【警視庁 高橋用度課課長代理（契約調整担当）】 警視庁総務部用度課課長代理、契約調整担当の高橋でございます。よろしくお願いします。

【警視庁 齋藤用度課課長代理（契約実施担当）】 同じく警視庁総務部用度課課長代理、契約実施担当の齋藤と申します。よろしくお願いいたします。

【警視庁 松井施設課課長代理（建築担当）】 警視庁総務部施設課の課長代理、建築担当をやっております松井です。よろしくお願いします。

【今村電子調達担当課長】 それでは、議案2をご覧ください。高落札率及び1者入札の事案として抽出されました案件で、件名は、警視庁小松川警察署長公舎ほか（4）改築工事でございます。

本件は、希望制指名競争入札による発注を行ったもので、希望11者、指名10者、応札1者で、落札率は100%となっております。

工事の概要につきましては、2ページ目の資料のとおりでございます。

説明は以上です。

【有川部会長】 それでは早速ですが、本事案について、意見や質問のある委員は、挙手をお願いしたいと思います。

小池委員、お願いします。

【小池委員】 小池です。よろしくお願いいたします。

本件、最初、希望者が11者あったのを10者に絞り、残念ながら、応札者が1者だったということなのですが、その当初応募された事業者の中に、資格を満たしていない事業者があったというふうにご説明を受けたのですが、これは、どういったことでそうってしまったのかということをお分かりであればお聞きしたいです。

【警視庁 齋藤用度課課長代理（契約実施担当）】 私のほうからお答えします。

完成工事高というものが決められていまして、そちらのほうを満たしていないという業者が1者あったということです。契約の事案を公表するときに、完成工事高については、具体的にいくらということに記載していなかったため、業者さんも認識不足で希望してきてしまったということでありました。

この件に関して、たまにそのような業者さんがあったものですから、何か改善できないかということで、改善策のほうも講じております。事前に完成工事高というのをシステムのほうに入力しておくことによって、業者さんが間違っただけで希望してきてきたときに、ポップアップシステムで、あなたのところは要件を満たしていないので入れませんよということで、改善策として講じて、今年の12月からそれに、ちょっとそのシステムがあるということに気がつきまして、改善を講じております。

【小池委員】 はい、よく分かりました。改善策を既に講じていらっしゃるということで、理解いたしました。ありがとうございます。

【有川部会長】 飯塚委員、お願いします。

【飯塚委員】 本件は、署長公舎と交番の同時施工ですけれども、それぞれ、築何年の建物ですか。

【警視庁 松井施設課課長代理（建築担当）】 私から説明させていただきます。

交番が昭和53年12月に完成しております。それから署長公舎は、昭和59年3月に完成しております。

【飯塚委員】 約6年ずれているんですけれども、これを同時に解体して、また同時に施工するというふうにしたのはなぜですか。

【警視庁 松井施設課課長代理（建築担当）】 今回、署長公舎と交番は、同一敷地、隣り合わせた敷地で建てるようになっているんですけれども、そもそも今の署長公舎と交番は別々の位置にございまして、それぞれ、署長公舎も老朽化してきまして、交番も老朽化ということで土地を探しておりまして、それがこの土地で、2つを1つ、一体で建てられると。一体というか、隣り合わせで建てられるということができましたので、今回こういうふうな工事しております。

【飯塚委員】 はい、分かりました。

【有川部会長】 小池委員、お願いします。

【小池委員】 はい、すみません。もう1点お伺いしたいです。老朽化が進んでいるということで、建替えはもうそろそろしなくてはということ、ちょっと、つい最近というよりは、数年前からお考えだったのではないかと思うんですけれども、この時期というのは、年度末をまたいだという時期は、やはり事業者が見つかりにくい時期ではないかと思うんですけれども、この時期でなければいけなかったというような理由が何かあるのか、教えていただきたいです。

【警視庁 松井施設課課長代理（建築担当）】 本来ですね、これ令和4年の10月に工事を開始する予定だったんですけれども、工事をやるに当たりまして、計画通知、一般的にいう確認申請、これが受けられないと工事が着工できないんですけれども、これは江戸川区がその計画通知を下ろす部署なんですけれども、ここがなかなか時間がかかって、下りなかったということがございましたので、令和4年10月じゃなくて、令和5年に開札するようになりました。

【小池委員】 建築確認の手続が、ちょっと予定どおりに進まなかったというようなことでしょうか。

【警視庁 松井施設課課長代理（建築担当）】 はい、そうです。

【小池委員】 それは原因がお分かりですか。

【警視庁 松井施設課課長代理（建築担当）】 今ですね、計画通知出しても、なかなかちょっと下りないということがございまして、我々もそれを勘案して計画通知を出して

いるんですけども、やっぱり区の方でいろんな手続、区の中の手続がやっぱりありまして、ちょっとそこはなかなか、ちょっと読めないところもあるんですけども、通常というか、よりも大分時間がかかったということでございます。

【小池委員】　そうですね。建築するには建築確認というのは必要な手続なので、それをどれぐらいかかるのかを読みながら発注というのをを行うというのが通常かなと思いますので、ちょっと区の中で何か時間がかかったと言いましたがやっぱり、区の方も何か別に、何かがあって止めていたということはないと思いますので、その辺りをやっぱり何か発注されるときには、もう少し気をつけていただき、その読みをもう少し正確にできるようにしていただければ、このような時期にならなくて済むのかなというふうに考えます。

【警視庁 松井施設課課長代理（建築担当）】　分かりました。

【有川部会長】　ほかに委員の方、ありますでしょうか。

小池委員の意見に関連するんですけども、関連しないって言われれば関連しないかもしれないんですけども、契約変更の内容について関連してちょっと伺いたいんですけども、今度それを新築できる建物の用地を確保できたというんですけど、この用地に杭があったということで、契約変更が行われているんですけども、これはもともと既存杭というのは、何の杭なのかというのと、これを撤去しないまま用地を購入したというか、手当てをしたのかというのと、当初、発注するときには、この既存杭の存在が分からなかったのか。あるいは分かっていたけれども、一応そこのところは、ある程度工事の中に入れてなくても施工できると考えたのか、その辺のところを教えていただきたいんですが。

【警視庁 松井施設課課長代理（建築担当）】　この用地取得時に、杭があったということは理解しておりました。ただ、もともと店舗が建っていたところなんですけど、その用地を取得したときに、一応図面はもらったんですけども、これは設計図の図面でございます。それに、最初の竣工じゃなくて、設計図の段階の図面にして、それに、我々の建物の杭の位置は落とし込みまして、当たらない、もしくは、当たるようなところは杭の引き抜きというのを工事の中に入れておりました。ただ、現場が始まってから、試掘、本当にその位置に杭があるのかどうかという試掘をやっていったところ、ちょっとこれ水位が高くて、なかなか杭頭という、頭が見えなくて、その位置に結局あるかどうかというのもちょっと判断できなかったものですから、実際我々が杭を打つところ、そこをオーガーという、試掘はバックホウというので掘削するんですけども、バックホウじゃなくて、オーガーでもんで、その位置にあるかどうかというのを確認しながら、実際やっていきました。そしたら1本、やっぱり既存杭と当たるところがございましたので、そこは、引き抜きはもうちょっとできないものですから、BG機という、掘削をしながら、その杭を砕きながら、杭を打てる工法に変えたというところが設計変更の対象になっています。

【有川部会長】　関連してですけど、用地を取得したときに既存杭があることは、もう承知の上で取得したということですので、当然、用地取得費の中には、その杭の撤去費用を考慮した計算で、こういう費用を決めたというふうに、理解でよろしいんですね。本

件とはちょっと違う話で恐縮ですけども。

【警視庁 松井施設課課長代理（建築担当）】 用地はちょっと我々、技術とかじゃなくて、まず施設課の中で用地というところがございまして、ちょっとそこが買っていますので、どういうちょっと経緯で買ったのかというの、ちょっとすみません。ここではちょっとご回答できないということでございます。

【有川部会長】 そうするとあれでしょうか。用地を取得したところは、杭が入ったまま用地取得して、それを実際に使う警視庁のほうで、その引き抜きとか、用地を、つまり瑕疵のないものにするという費用は、つまり事業を行う部局のほうで負担するという、そういうふうな構図になっているんでしょうかね。

【警視庁 松井施設課課長代理（建築担当）】 ちょっとこのケースは、ちょっと詳細に分からないんですけども、一般的には、やっぱり杭があるということは、その分は減額して買う。もしくは、その契約上、そこは、杭はどっちで引き抜くというのを決めながら用地を買収するというところでございます。

【有川部会長】 はい、ありがとうございます。じゃあもう1点、ちょっと私のほうから確認したいところがあります。

株式会社ベクトルは、ほかの者が辞退したのに対して、不参となっているんですけども、この不参は、辞退とどういうふうな違いがあるんでしょうか。

【警視庁 齋藤用度課課長代理（契約実施担当）】 はい、お答えします。辞退というのは、入札日に辞退という札を入れること。不参というのは、その辞退という札も入れない。何も反応、無反応ということです。

【有川部会長】 辞退になるのか不参になるのかは、やっぱり入札日にならないと分からないということでしょうか。

【警視庁 齋藤用度課課長代理（契約実施担当）】 はい、そうです。

【有川部会長】 そうすると、不参だろうが辞退だろうが、ともかく入札開札日にならないと、結局これだけ、10者の人たちが参加してきているけど、実質、1者入札になるという結果は分からない。だからもう、予定価格を事前公表していても、それをどうするかという対応はなかなか難しいという現状は、不参だろうが、変えられないってことですね。不参の表明が早めにもたらえれば、あるいはもう、あれですよ。予定価格はもう、不参だろうが辞退だろうが、とにかく業者のそういう反応が全く分からないうちからもう、最初から、事前から、予定価格を事前公表するわけですので、1者入札になっても、もう1者のところは、当社しか入札しないと分かれば、楽勝って言ったらあれですけど、予定価格と同額で札入れしても落札できるという状況には変わりがないというふうな理解でよろしいでしょうか。不参だろうが辞退だろうが、とにかく公告の段階で、もう予定価格は事前公表というふうになっているので、最終的に1者しか入札してこないということが結果的に出てきても、事前公表を変える方法は、今のところ仕組みとしては、ないという理解でよろしいんでしょうか。

【白田契約調整担当課長】 事務局のほうからご説明、ご回答いたします。

今、最後にお尋ねいただいた、予定価格の公表の方法を最後の段階まで変えるべきがないというのはおっしゃるとおりでございます。既に予定価格については事前に公表した上で参加者を募ってございますし、途中で事業者の参加状況というのは、札を開けるまで分からないという状況でございますので、途中で切り替えるということは難しいものでございます。

その上で、先ほど1者になれば、要は好きに入札できるかということ、そこは、入札に関しては、全てシステムを通じて、誰が参加しているのか分からないという状態の中で皆さん札を入れておりますので、当然、潜在的な競争自体は働いていて、そこで、自分1人だからというような形で、予定価格に近い価格で応札するとかいうことはできない仕組みになっているという状況でございます。

【有川部会長】 はい、ありがとうございます。

いつも同じようなことを言って大変恐縮なんですけども、私個人の気持ちとしては、何ていいますか、希望が10者以上あって、最終的に10者で指名して競争するんだけど、蓋を開けてみると、9者が辞退していなくなって、最終的に1者入札になるというケースが結構多いものですから、それでも価格によっては事前公表を変えられないという今の制度設計になっているので、その1者入札のところ、原因分析をしっかりと、改善を図らないまま、事前公表をやり続けるのは、なかなか住民に対して、都民に対して説明がしにくいんじゃないかということで、やはり事前公表を続けるのであれば、1者入札の原因分析と、それに対する改善をもうちょっとしっかりしなきゃ、なかなか説明責任が果たせないんじゃないかという問題意識で同じことを繰り返し聞いているんですけども、何度も同じことを言っているんで、今日はその点は繰り返さないつもりですけども。

不参については辞退と違って、業者に対して、なぜ不参なのかという説明を聞く機会がどうもないようですので、辞退より問題かどうか分かりませんが、今のところ数は少ないんですけども、不参に対しても、なぜ不参なのかというものを、ある程度調査をしないと、1者入札の分析がやはり十分行われんじゃないかという気がするんで、今回、不参というのがありましたので、これも併せて、辞退と併せて、その理由について、しっかりフォローアップして、1者入札の原因分析をもう少ししっかりやってもらって、事前公表の制度設計とバランスを取れるように、整合性が取れるようにしていただきたいという気持ちを改めてここで申し上げたいと思います。

すみません。私の意見ですけど、ほかの委員からは、これに関係しなくても結構ですので、どうぞ意見をお願いします。

よろしいでしょうか、ほかの委員は。

それでは、ほかの委員からも特に細かい、具体的な意見等は出てないようですので、今申し述べた私の意見、長々と申し上げましたけども、まとめていただくときは、これまで言ってきた話と重複しますので、要は事前公表の制度を今のまま続けるのであれば、やっ

ぱり1者入札の改善はしっかり行っていただきたい。そのためには、やっぱり辞退や、今回ありましたような不参の方たちの理由について、しっかりヒアリングをしたり、原因を分析してもらって、1者入札の改善をしっかりと行っていただきたい。そうすることによって、予定価格の事前公表を続けることとの整合性を取っていただきたいという意見にしたいと思います。

では、2番目の議案は、これでまとめたいと思いますが、よろしいでしょうか。

はい、どうもありがとうございます。

それでは、3番目の議案、水道局の議案に入りたいと思います。どうも警視庁の皆さん、ありがとうございました。

(警視庁職員退室)

(水道局職員入室)

【今村電子調達担当課長】 それでは、議案3の事業所管局である水道局の出席者を紹介させていただきます。自己紹介をお願いします。

【水道局 弦巻契約課長】 経理部契約課長の弦巻と申します。よろしくお願ひいたします。

【水道局 大森施設設計課長】 当該設計を担当しております建設部施設設計課長の森と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

【水道局 柳田設備課長】 浄水設備課長の柳田でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

【今村電子調達担当課長】 それでは、議案3をご覧ください。

高額の事案として抽出されました案件で、件名は、和田堀給水所外2か所監視制御設備改造工事でございます。本件は、特命随意契約により発注を行ったものでございます。

工事の概要につきましては、2ページ目の資料のとおりでございます。

説明は以上です。

【有川部会長】 はい、ありがとうございます。それでは早速本事案につきまして、意見や質問がある委員、挙手をお願いいたします。

はい、片桐委員、お願いします。

【片桐委員】 ありがとうございます。本件の特命随契の理由の書面を見ております。5ページ目、見ておりますけれども、本設備は、平成28年度に設置されたものであり、状態が良好であることから更新を行わないということなのですが、改造という、新設している部分もありますが、何をどのようなふうに変化したのかということ、ちょっと素人に分かるように、簡単に説明していただくとありがたいです。お願ひいたします。

【水道局 大森施設設計課長】 はい、よろしいでしょうか。もう説明に入らせていただきます。

そうしましたら、お手元の資料13ページをご確認ください。添付資料として、ちょっと非公表資料になりますけれども、システム構成図・概要フロー図を添付させていただい

ております。

本工事の事業内容でございますけれども、図の真ん中のところに、ちょっと赤く囲った新2号配水池、それと、そこから右上に新第2配水ポンプ所、本事業は、こちらの2つの施設を新しく造るというものになっております。

まずこの新第2配水ポンプ所、こちらを新規に造ることによって、①新設でございますけれども、新しい設備がつくものですから、新しい運転を制御するような装置が必要になってまいります。こちらは新設になります。

こちらは和田堀給水所というところに整備するんですけれども、①、②、③がある、点線部が和田堀給水所ということになっております。この新しいポンプを作るので、和田堀給水所②改造とございますけれども、このポンプですとか、あと既設に、その隣、赤になってない黒の第1配水ポンプ所、これら全てを制御する共通制御装置というものの改造が必要になってまいります。ここで①と②の取りまとめを行うような、制御装置とだけいただければと思います。

それを、さらにその上の③改造、監視操作装置とございますけれども、ここで最終的な操作を行うわけですけれども、①、②、③の順で信号を上げていって、逆に操作を行って信号を下ろしていくというようなところで、この①、②、③を和田堀給水所で改造するということになっております。

一方ですけれども、④改造とございますけれども、和田堀給水所にポンプ所があるんですけれども、新第2配水ポンプ所に水を引き入れる池は、別の和泉水圧調整所というところにあります。これは、和田堀給水所と別の場所になるんですけれども、そちらから水を引き入れるということで、こちらの改造も必要になります。

つまり、新設するポンプ所の信号を、この④の和泉のほうでは、そもそも受信しておりませんから、新しく受信させるような改造が必要になります。これが本工事の大きなところなんです。

一方ですけれども、うちの水運用システムの関係で、水運用センター、本郷で、一括して、東京都の給水所を管理するような部署がございますので、そこに和田堀給水所と同じ操作ができるような、盤を安定給水のために設置しております。

ですので、その装置も併せて和田堀給水所と同じような操作ができるように改造が必要になるというようなのが今回の工事概要でございます。

【片桐委員】 どうもありがとうございました。おっしゃっていた一連の調整所とか給水所とか、本郷庁舎というのは、これは全部、業者は同じ業者さんがやって、当初設置されたということですか。

【水道局 大森施設設計課長】 そうですね。②～⑤は同じメーカーになります。今回新しく造るところも、そこを随契にしているというような内容でございます。

【片桐委員】 ほかのところは、特命随契ではなかったんでしょうか。

【水道局 大森施設設計課長】 28年に整備したときには、一般競入でやっております。

す。

そのメーカーに、今回、新設、改造ということなんで、新たな信号を取り入れるということで、同じメーカーに随契ということで出しております。

【片桐委員】 これはあれですか。当初設置されたときは、入札で設置はされたんですけども、このプログラムのソフトウェアの所有権というのは、これは製作会社に帰属するという形で当初の入札は行われたという、そういうことなんですよ。

【水道局 大森施設設計課長】 そうですね。プログラム自体は、会社の独自のノウハウというか、技術になります。

【片桐委員】 そのプログラムの中身というのは開示されてないと。

【水道局 大森施設設計課長】 そうですね、はい。開示されておられません。

【片桐委員】 そうなんですね。これ、いろいろ同じような設備がほかにもあると思うんですけども、やっぱり方式は全部同じような感じで、ソフトウェアに関しては、やっぱり他社に開示しない。所有権もその製作者に帰属する。そのような形になっているんですよ、きっと。

【水道局 大森施設設計課長】 そうですね。ほかの給水所ですとか、例えば、ほかのメーカーなんかと同じような考え方です。

【片桐委員】 なかなかそのところを、開示してくれたりとか、そういう事案というのはないですか。

【水道局 大森施設設計課長】 そこはもう知財の部分になりますので、開示ということとはございません。

【片桐委員】 なかなかそうすると、こういったものというのは、その後、改造するに当たって特命随契でやる以外にないと、そういう状況になってくるということですね。

【水道局 大森施設設計課長】 そうですね。簡単な信号のやり取りとかで済むようなものであれば、当然、競争入札でできるんですけども、今回みたいに、新しい信号をプログラムに載せるようなものに関しては、やっぱり改造というような形になろうかと思えます。改造というか、随契で改造するような形になろうかと思えます。

【片桐委員】 分かりました。ありがとうございました。

【有川部会長】 飯塚委員、お願いします。

【飯塚委員】 プログラムを東京都に対して開示するというのもできないんですか。東京都は、お金を出してプログラムを買っているわけですよ。

【水道局 大森施設設計課長】 はい。ですので、そこは相手方のノウハウの部分になりますので、開示は受けられないということのようです。

【飯塚委員】 当社はそういうでしょうけれど、それはちょっと常識的じゃないと思うんですけどね。

だから、世間一般に公開するということとはできないまでも、東京都と業者の間の契約なんですから、東京都に対してプログラムの内容をきちんと開示していく。そうでない限

り、これだけの金額を払うことはできないんじゃないんですか。

【水道局 大森施設設計課長】 我々としては、機能を保証していただいているので、プログラムの内容をお金で買っているというよりは、そのシステム全体としてお金を買っているという理解かと思っております。

【飯塚委員】 いや、それは言い換えているだけで、要するに、システム全体を東京都は、メタウォーターから買ったわけですね。買ったけれども、その内容については、承知しない。それはおかしいでしょ。

【水道局 大森施設設計課長】 プログラムの中身というより、操作がちゃんとできるかですとか、そこにエラーがないかとか、やっぱりそういうものを我々は求めているといえますか、そのプログラム自体を求めているというよりは、その操作を求めているという理解になるのかなと思っておりますけれども。

正常に機能するですとか、我々が求めている要求の水運用ができるですとか、そういうところにお金を投入しているということになるのかなと思っております。

【飯塚委員】 いや、何度話しても、そちらはそういうふうに言い換えているだけのよりに私には聞こえます。

以上です。

【有川部会長】 小池委員、お願いします。

【小池委員】 小池です。よろしく申し上げます。今お話を聞いていて、先ほど片桐委員から質問があって、フロー図のご説明していただきまして、何となく、どういったものなのかということは、大体は分かったつもりなのですが、やはりかなり特殊な、今回の工事というのは特殊な内容になるのかなというふうに思いました。

特命随契でないとは対応できないというお考えについても理解できるかと思うのですが、このすごく特殊な工事であるからこそ、この特命随契のこの金額というのを、適正であるという判断をするというのも、すごく難しいのではないのかなと思うのですが、そのあたりはどのようにして判断されたのか、お聞かせいただきたいです。

【水道局 大森施設設計課長】 一応、同じ条件で見積もりを出しております。具体的には5者に見積もり依頼を提出しまして、3者が辞退というようなところで、やっぱりそこで少し難しさもお分かりいただけるかなと思うのですが、一応メタと、あと別のもう1者が、見積回答はしてはくれたんですけれども、やはりノウハウが入っている部分もあったりするので、かなりお金が高かったりしたもんですから、メタが一番安いというようなところから、これは適正な金額だという判断をして決めています。

【小池委員】 そうですね。他社がこれに参入するとなれば、かなり、もともとやっていたところよりもかなり高額なコストがかかってしまうということはもちろん理解できます。メタウォーターさんのほうがその分、優位性がある。低価格でお引き受けいただけるということは分かるんですけれども、メタウォーターさんが本当に適正な価格を出してこられたかというのは、何か確認する方法というのはあるんでしょうか。

【水道局 大森施設設計課長】 現時点では、やはり見積もりになるかと思っております。例えばですけど、別の会社がメタに近い金額、あるいは、もっと安い金額で出してくれば、それはちょっと、メタさん、大分ふかしてないですかというお話になるんだと思うんですけど、具体的には、出してくれた会社も、1.2倍ぐらいのお金で入れてきているものですから、やはり、メタが出されているお金というのは、あながちおかしな金額ではないかなというふうには、我々としては判断させていただきました。

【小池委員】 それは他社が、今、私も申し上げたように、他社がやるとすれば、もともとやっていたところよりは当然高いコストがかかる。それであっても、メタウォーターさんの1.2倍程度で言ってくるんだから、メタさんが言うのも、あながちふかしているわけじゃないというふうに判断した、そういうことですか。

【水道局 大森施設設計課長】 そのとおりでございます。

【小池委員】 ちょっとその1.2倍というのをどう判断するかというのは難しいかなと思うのですが、お考えは分かりました。

【有川部会長】 それでは私のほうからも、ちょっと2点ほどお伺いしたいんですけども。

最初に説明いただきました、追加で作っていただきましたこの構成図、概略フロー図で冒頭説明いただきましたけども、この中に、赤の①の新設と書いてある部分は、この随契理由のどこで、この新設の部分は特命随契をしなきゃいけないんだという。どこで読むんでしょうか。

【水道局 大森施設設計課長】 こちら2番でよろしいかと思えます。あとは3番の、安定給水を行う上での必要な条件といえますか、施工をしっかりとできますとか、影響を出さない、こういう部分もちろん、新設の条件になってこようかと思っております。

【有川部会長】 この随契理由の説明のところは、改造にかなりポイントを置いた書きぶりになっているので、このフロー図を見せてもらっても、この新設が、これまでのその設備の中にどういう役割を果たすもので、なぜここだけが、改造ならば、何となく推察できるんですけども、この新設が、なぜこの社でなきゃ駄目なんだという理由が、この随契理由からは、しっかり汲み取れないので、そこのところはもうちょっと、そういうふうに理解してくださいとか言われても、どこで読むのかをもうちょっと教えていただきたいんですが。

【水道局 大森施設設計課長】 はい。ちょっとここから、少しテクニカルな話をさせていただこうかと思えます。できるだけ分かりやすく伝えようと思えますけれども。

まず今回の制御システムというのは、大きくは、ハードの部分とソフトの部分がございます。ハードの部分というのは、その信号をやり取りしたりするようようになりますので、その信号のやり取りを行う上で、例えばですけど、メタだったらメタ、別のメーカーだったらメーカーで、例えば、信号の制御周期が違ったりするんですね。その信号の制御周期とかを、やっぱり開示してないものですから、違うところでやり取りすると、齟齬

が出たりですとか、これは信号渋滞というのですけど、信号を送ったんですけれども、取る側もうまく取れないと、次から次への命令が渋滞していき、エラーになってしまったりするんですね。

一方、ソフトなんですけれども、先ほど言ったように、各ハードに合わせたソフトを組んでいるものですから、そのソフトもやっぱり知財で、その機械に合わせたようなものになっていくんですね。

仮に、この新設のところを全然違うメーカーがやって、その信号を最終的には、この②ですとか③に上げていくんですけれども、この②、③に上げていくときに、例えば、さっき言った制御周期ですとかが違うと、それを変換してあげるような機械をつけなきゃいけないんですけれども、その機械を介したりすると、うまくいくかということ、単純な信号は行くんですけど、こういう制御はなかなかうまくいかない。

【有川部会長】 理屈は分かったんですけど、これは随契のどこに書いてあるんですか。それ。

恐らくこれ、随契を希望しますと、こういう理由書を出して、誰がじゃあ、特命随契で行けますという、上の判断、あるいは、会計セクションの人たちが判断するんだろうと思いますけども、そういう専門的な話であればあるほど、きちんと新設の部分はこういう理由、改造の部分はこういう理由って明確にして、素人でも分かるような文章にしなければならぬ、まず組織の中で、専門的なことが分からない人は判断できないと思うんですよ。そこを聞いているんです。

私はもう第三者としてこれ、チェックさせていただいているので、どこが、新設が特命随契になる理由なのか。改造は何となく感じるんですけども、それも何となく分かるようにならないような表現になっているので、そこの明確に分けて、特命随契の理由が書いてあって、そして内部で決裁が回って、情報公開請求があった場合は、都民にも分かるような理由書にちゃんと書いてないと、やっぱり特命随契なんで、そこのところをしっかり、誰もがそうだよと納得できるような理由が書いてないと、やっぱり問題なんで、そこを聞いているので、ここで色々説明されると、結局、延々にみんなに説明しなきゃいけないことになっちゃうので、誰もが読んで分かるような理由書にしてもらいたいんですよ。

【水道局 大森施設設計課長】 はい、申し訳ございませんでした。

【有川部会長】 いや、怒っている、そういうことを言っているわけではないんですけども、今回、一番ポイントはやっぱり、なぜ特命随契にするのかということなんで、かつ事業が、新設及び改造になっていますので、新設はこう、改造はこうというのをきちんと分かるように、そういうのを我々素人でも分かるように書いてもらえればありがたいんで。それがまず1点、ちょっと感じたことなんですけども。

もう1点、先ほど飯塚委員から出た意見として、最近、ベンダーロックインを避けるために、できるだけ情報システム関係についても、最初の仕様書のときから情報を開示できるように、あるいは、オープンソース化できるような工夫ができないかと。最低限でも、

発注者側はきちんとそのシステムの内容、ノウハウについては、契約の中で承知するようにしておいて、次の発注のときに競争性が確保できるかできないのか。なぜ競争性が確保できないのか。特命随契にしなきゃいけないのかは、少なくとも発注者のほうがしっかり理解できるように、そのシステムの内容は、発注者側は勉強しましょうよ、しっかり把握しておかないと、ずっと業者の言いなりになってしまうよという、公取からのレポートが出ているんですけども、そういった問題意識も、ぜひ都のほうでも持っていて、飯塚委員が言われたように、競争業者に対してまでオープンソース化をする、いきなりオープンソース化しなさいというところまでは申し上げませんが、少なくとも発注者側である都のほうでは、なぜこの辺がメタでなければ分からないのか、ノウハウをメタにだけ、著作権を与えて、メタだけで情報を取得することを認めるのか、いや、少なくともやっぱり発注者側の東京都としては、最低限競争性の検討をするために必要な情報については、常に勉強して業者から吸収できるような形で仕様書を書いて、契約の内容に盛り込む工夫もやっぱりもう一步していただけないと、永久にこういった関係の事業については、最初に受注するときは競争するけども、受注したら永遠にその者が特命随契で受注していくことになってしまうので、そのところ問題意識をもってぜひ、仕様書や契約書の内容について検討していただきたいという気持ちを持つのが2点目なんです。

何か、今すぐ反論とか、いや、それはできないというのであれば、言っていただくことは構いませんけども、もし今の意見も参考にして、検討する余地はあるというのでありましたら、各委員の気持ちは大体同じだと思いますので、当委員会の意見として申し述べたいと思いますが、どうでしょうか。

【水道局 大森施設設計課長】 まず1点目の随契理由に関しましては、おっしゃられるとおり、何か我々側が理解していればいいというように確かに、読み取れないこともないので、その辺りはまた、少し局内でも情報共有をして、整理のほうはしていきたいと思います。

あと、情報開示の部分に関しましては、これは多分、恐らく下水道局等からも同じようなヒアリングをされたりもしたことあると思うんですけど、やっぱり我々だけで勝手にやっていたりものでもないと思っておりますので、またその関係各局も含めて、どういうふうにあるべきなのかとかいうのは所管部署も含めて、少し今後の課題として検討していきたいと思います。

以上になります。

【有川部会長】 じゃあ、検討する余地はあるということで理解させていただきますので、どうぞ、公取のレポートなども確認していただいて、ぜひ前向きに、発注者側の情報収集という面では、さらに一歩進んでいただければありがたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

【水道局 大森施設設計課長】 はい、ありがとうございました。

【有川部会長】 それでは、水道局の案件はこれで終わりたいと思います。どうもあり

がとうございました。

(水道局職員退室)

【有川部会長】 それではここで、十数分ですかね。3時30分再開ということでお願いします。

(休憩)

(総務局職員入室)

【有川部会長】 それでは、再開したいと思います。

議案4について、総務局のほうから説明をお願いしたいと思います。

【今村電子調達担当課長】 それでは、議案4の事業所管局である総務局の出席者をご紹介させていただきます。自己紹介をお願いします。

【総務局 竹中総務課長】 総務局三宅支庁で総務課長をしております竹中と申します。よろしく願いいたします。

【総務局 代永企画計理課長】 総務部で企画計理課長をしております代永と申します。よろしく願いいたします。

【今村電子調達担当課長】 それでは、議案4をご覧ください。高落札率及び1者入札の事案として抽出されました案件で、件名は、東京都三宅支庁つわぶき職員住宅E棟(仮称)新築工事でございます。本件は、希望制指名競争入札にて発注したものであり、希望1者、指名3者、応札1者で、落札率は100%となっております。

工事の概要につきましては、2ページ目の資料のとおりでございます。

説明は以上でございます。

【有川部会長】 ありがとうございます。

それでは、本事案について、質問や意見のある委員は挙手をお願いします。

小池委員、お願いします。

【小池委員】 小池です。よろしく願いいたします。

本件につきまして、事前説明をいただいたときに、当初希望者が1者のみであったために、2者を追加して3者を指名したというふうにお聞きしました。

それで、ほかの事案などを見ていると、10者を指名するというのが一般的ですので、なぜ3者なのかというふうにお聞きしたところ、3者しか適合する事業者がないので、3者となったというふうにお聞きしました。

こちら三宅島での工事ということで、工事自体はそんなに難しくないと思うのですが、その工事を請け負える事業者が非常に限られているということだと思っておりますけれども、また三宅島という、割と狭いコミュニティの中でもありますので、この事業者同士というのは、多分お知り合いとか、そういったお知り合いというか、よくどこかで一緒になっているような事業者ではないのかというふうにも感じます。それは推測なんですけれども。

そういった中で、どのように公平性を保つかというのは、そういう状況だと非常に難しいのかなというふうに思いますので、そこでどういった工夫をされているのかということ

をお伺いしたいです。

【総務局 竹中総務課長】 では、私、三宅支庁の竹中からお答えさせていただきます。

本件については、島内のほかの発注機関、村役場さんとか、あと支庁内のほかの課の起工部署同士で発注工事情報の共有を行うなど、発注時期の調整などに取り組んでおります。また、分かりやすい仕様書作りに取り組むとともに、入札受付期間中の質問に迅速に回答するなどして、できるだけ多くの事業者さんに入札してもらうよう努力はしているところでございます。

回答は以上になります。

【小池委員】 分かりました。できるだけ多くといっても、対象者が少ないということですので、非常に難しいのかなと思うのですが、村役場などとの情報共有をなさっていることで重ならないようにというのは、実際、実現はできているのでしょうか。

【総務局 竹中総務課長】 恐らく、この規模の工事に関して言えば調整はできているのかなとは感じてはおります。ただ、今回このような結果になってはおりますので、完全にできたかどうかという、何ともお答えし難いところもございます。

【小池委員】 そうですね。やはり、この配置予定技術者の配置が困難ということはやっぱり、ほかで何か工事があるんだろうということですので、引き続きそのような努力を続けていただけたらというふうに思います。

以上です。

【有川部会長】 ほかの委員は、いかがでしょうか。じゃあ、先に私のほうから、すみません。2点ほどちょっとお伺いしたいんですけども。

追加で指名した（非公表部分）の総完成工事高が0円になっているんですけども、これは実績がないということなんでしょうか。

【総務局 竹中総務課長】 こちらは、実績は0円ということになります。

【有川部会長】 それでも、指名の対象になるということになるのでしょうか。

【総務局 竹中総務課長】 はい。業種を持っていることということで、今回は指名しております。

【有川部会長】 それでも、めいっぱい探しても3者しかないというのは現状で、島外に受注者を探すということは、やっぱり困難なんですか。

【総務局 竹中総務課長】 三宅支庁の竹中からお答えいたします。まずは現状として、島内に建築工事の有資格者が3者いたということになりますので、まず島内事業者の技術力の向上や技術者の育成のために、まず島内事業者を優先して指名するという考え方で行っております。

また、島内事業者のほうで、やはり島の自然環境を熟知しており、かつ、人や資機材の手配の面で有利であると考えております。そういったところで、まずは島内の事業者を指名しているところでございます。

以上になります。

【有川部会長】 恐らく島外に対象を広げれば、かなりの者が該当するんだらうと思えますけれども、やはり三宅島の発注物については、大体こういった形で、島内の業者を指定するというやり方をやっているというようなことなんでしょうか。

【総務局 竹中総務課長】 各種工事を含めると、まず島内事業者優先で、指名しているところがございます。また、建築工事に関して言えば、過去5年ぐらいを見ても、島外から希望を入れた島外業者さんというのは1者しかおらず、11件中、事実上1者しかおらず、その1者もこういった建物を新築するという工事ではなくて、建築工事に該当するような高度な解体工事だったというところもございます。

そういったところで、この建物の建築工事に関しては、まずは3者で指名というところで行ってきたところがございます。

【有川部会長】 ちょっと質問を変えたいと思いますけど、指名のときには島内でこういうような形で、島内の技術者を何とかして育成したいというふうな視点もあるということなんですけれども、最初の希望を取るときは、島内に限った情報発信するんでしょうか。それとも島外に、三宅島以外の業者に対しても、希望ありますかというような情報収集されるんでしょうか。

【総務局 竹中総務課長】 希望自体は島外に制限をかけているということとはございません。

【有川部会長】 そうすると、ある程度三宅島を重視するのは指名のときだけで、希望があるかどうかの情報収集については、幅広く島内に限定していないという、そういう理解でよろしいんですね。

【総務局 竹中総務課長】 はい。実績とかを見ておりますので、希望の段階では、希望を限定しているということではございません。

【有川部会長】 ありがとうございます。

それでは、もう1点お伺いしたいのは、落札率100%については、どうしてこういうふうな形になったか、どういうふうに理由を分析しているのでしょうか。

【総務局 竹中総務課長】 支庁としては、適正な契約手続を行ってきましたけれども、結果としてはこの形になったものと考えております。

ただ、今後は、競争性というところで辞退者に詳細なヒアリングを行うこととか、引き続きほかの発注機関、島内の発注機関との建築工事の発注時期の意見交換とか、調整とかを行うことで、よりよい競争性のある契約発注に努めてまいりたいと考えております。

【有川部会長】 この札を入れた業者は、自分のところしか札を入れていないということとは分からないようになっているんですね。

【総務局 竹中総務課長】 そこは、そのとおりでございます。

【有川部会長】 それでも予定価格、公表された予定価格と同じ額の札を入れたというのは、何となく競争が、競争環境がないなというふうなことを察知するような環境にあるからなんでしょうか。

【総務局 竹中総務課長】 島内業者の数とか、そういった問題もあるかもしれませんが、その辺りは業者さんのほうに聞いてはいないので、何とも分からない、正直言うと分からないところがございます。

ただ、適正な契約手続が行われているというところですので、今後について、そういった、より辞退者のヒアリングを行うなどして、競争性を高めるような努力は進めてまいりたいと思っております。

【有川部会長】 そうですね。競争性の環境を確保するためには、ぜひ、なぜ辞退したのか、数自体、母集団自体少ないので、確率的にこうやって辞退者が出て、1者入札になる、これ3者だけの指名ですと、1者になる可能性というのは非常に高いんだろーと思えますので、こういった事態を、100%落札率を防止するためには、1者入札を避けるというと同時に、つまり札を入れる人が1者だと、競争状態にないということが分からないようにする、そういう環境づくりも非常に重要なんだろーと思えますが、総括的な説明としては、札を入れる人が1者であるということが分からないようにして行っているということですが、少なくともそういうことがちゃんと確保されているかどうか、つまり札を入れる人が自分しか札を入れないんだという状況が分かることのないような環境で、入札手続を進めていただいて。それがしっかり確保していただければ、初めて適正に入札手続を行っているということ、外に向かって自信を持って言えるだろーと思えますが、すみません。やや、勘ぐって申し訳ないんですけども、こういう予定価格どおりの金額を1者入札のときに、こうやって入ってきたというときには、やはり、よく今後の取扱いについて、さらに競争環境が確保できるように、競争環境というのは、入札手続の競争状況といえますか、1者でないということが、あるいは1者であるか、1者でないか、そういう状況は分かることのないように、ぜひ、その入札手続は厳正に行っていただきたいというのが、この状況を見て感じるところです。

すみません。私だけいろいろしゃべりましたが、ほかの委員、よろしく願います。ほかの委員、ありますでしょうか。

飯塚委員。

【飯塚委員】 後から2者呼んだときというのは、どういう形で2者に対してコンタクトを取ったんですか。

【総務局 竹中総務課長】 三宅支庁の竹中でございます。特段、通常の指名の手続に沿った形で、担当からのコンタクトを取ったような形にはなりません。

【飯塚委員】 それは文書なんですか。それとも、電話とかそういうものなんですか。

【総務局 竹中総務課長】 流れとしては、システム（経由）で、メールがいくような形になります。

【飯塚委員】 では、メールとして、何か、結局は分かりますよね。要するに、業者が少ないから村からメールが来たよというようなことが外に出たら、業者が少ないんだなど。手挙げたところは、じゃあ、予定価格で入れておこうというふうになっていくんじゃない

んですかね。

【総務局 竹中総務課長】 今回、この本件に関して言えば、支庁としては適正な契約手続を行って、結果的にこのような形になったものだと考えております。

以上になります。

【飯塚委員】 はい。私はいいです。

【有川部会長】 ほかの委員はよろしいでしょうか。

三宅だけの、三宅村だけの話ではないんですけれど、こういう東京都の島しょ部における、この競争性の、契約発注における競争性の確保というのは、みんな共通した課題を抱えているんだろうと思いますけれども、そういった中で競争性を確保するために、何か島しょ部での共通のこの問題意識や、競争性確保のための何かいろいろな検討をするというようなことは、そういう場というものはあるのでしょうか。

【総務局 竹中総務課長】 例えば、今回の職員住宅の建設に関しますと、各支庁で同じ部署が発注、統括して担当しておりますので、そういった担当者間の意見交換会とか、そういったものは定例的に行っておりまして、その中で、このテーマなども取り上げていろいろ意見交換して、今後の工夫なども話し、いろいろと情報交換しているところでございます。

【有川部会長】 ネット社会ですので、必ずしもライブで会わなくても大丈夫な状況だろうと思いますので、積極的に問題意識を共有して、改善に向けた何か具体的ないろんなものが出てくれば、取り入れていっていただきたいなと思うんですけれども。

支庁だけではなくて経理部といいますか、本庁のほうでも何かいろいろそういった問題意識を持って指導したり、ガイドラインを示すようなことはあんまり考えていないんでしょうかね。

【臼田契約調整担当課長】 入札監視委員会では1者入札などの案件を抽出しているところで、そういった案件が非常に多いというご印象を持たれるかもしれないですけども、毎年、我々制度部会場で、入札制度改革以降の取組状況というかデータについては、公表させていただいております、1者入札の状況に関しまして言えば、制度改革以降、少し減った状態というか、おおむね横ばいになってきているというような状況でございます。

度々、先生方から1者入札の改善に向けて原因の分析などをしっかりと行うべきということをご意見いただいていることについては重々承知をしております。関係部署とはこうした入札監視委員会の機会などを通じまして、そういったことについて、注意喚起というか、意見交換をしていくというようなことを取り組んでいるという状況でございます。

【有川部会長】 ありがとうございます。

ほかの委員から特になければ、これまで各委員から出た意見で、インパクトのある改善案というのは、すぐ出てこないとは思いますが、少なくとも各支庁でも問題意識を持って、そういった意見交換をしているというところのようでもありますので、そういった

意見をさらに煮詰めていていただいて、具体的な対策を設けていていただきたいと思うんですけど。

では、当委員会としては、このぐらいで終わりたいと思いますが、よろしいでしょうか。どうもありがとうございます。

じゃあ、総務局の方、どうもありがとうございました。

(総務局職員退室)

(下水道局職員入室)

【有川部会長】 では、最後5番目の下水道局の案件にいきたいと思います。

【今村電子調達担当課長】 それでは、議案5の事業所管局である下水道局の出席者を紹介させていただきます。自己紹介をお願いします。

【下水道局 三田村森ヶ崎水再生センター所長】 森ヶ崎水再生センター所長、三田村でございます。よろしくお願いいたします。

【下水道局 濱村森ヶ崎水再生センター次長】 森ヶ崎水再生センター次長の濱村と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

【下水道局 星野契約課長】 経理部の契約課長、星野と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

【下水道局 川田施設保全課長】 施設管理部施設保全課長の川田と申します。よろしくお願いいたします。

【今村電子調達担当課長】 それでは、議案5をご覧ください。同一事業者による長期継続受注の事案として抽出されました案件で、件名は南部汚泥処理プラント電源設備補修工事でございます。本件は希望制指名競争入札にて発注したものであり、希望6者、指名6者、応札2者で、落札率は92.00%となっております。

工事の概要につきましては、2ページ目の資料のとおりでございます。

説明は、以上でございます。

【有川部会長】 ありがとうございました。

それでは、早速、本事案についても、意見や質問のある委員、挙手をお願いします。

それでは、私から、先に2点ほど伺いたいと思いますけども、11ページにあるこの入札経過調書を見させていただきますと、2者が札入れをして、最低制限価格で同額で、最終的にくじ引になって結果が出ているという状況になっていますけれども、予定価格を事前公表すると最低制限価格も同時に分かるような形になっているんでしょうかね。そのところちょっとお伺いしたいんですが。

【下水道局 濱村森ヶ崎水再生センター次長】 最低制限価格につきましては、入札前には公表をいたしませんので、結果として、各事業者さんが発注当初、検討して算出した結果として、同額になってくじ引があったものと考えてございます。

入札の金額は、企業がそれぞれ計算して決定することですので、私どもとしては、どのように算出したかというところまでは知り得ないという状況でございます。

以上です。

【有川部会長】 くどくて申し訳ないんですけども、予定価格を公表すると、自動的に最低制限価格が分かるような形で率が公表されているわけではないというふうな理解でよろしいですか。

【下水道局 星野契約課長】 契約課長、星野でございます。

今、先生がおっしゃられましたように、予定価格の公表により、自動的に算出できるような形になっているわけではございません。

以上でございます。

【有川部会長】 そうすると、たまたま同額になったという理解でよろしいですね。分かりました。

もう1点、12ページの辞退理由で、（非公表部分）さんの辞退理由、正しい型式、製造番号、製造年数が質疑回答でも明示されなかった。だから見積りが困難でしたというんですけども、これをもうちょっと詳しくお話しいただきたいのと、もし、こういう状況下であれば、ほかの3者が、辞退理由が配置予定技術者の配置が困難になったためとなっていますけども、それ以上に（非公表部分）さんのような理由が書かれるべきなのに、なぜ、ほかの者はそういった大事なところを何も辞退理由に書いていないのか、どういうふうに理解すればいいのかも併せて、教えていただきたいのですが。

【下水道局 三田村森ヶ崎水再生センター所長】 （非公表部分）さんにつきましては、このように明示されていないというような話がございすけれども、この工事は、装置本体そのものを入れ替えるというものではございませんで、その装置本体を構成する部品を交換するというものでございす。

ですので、正しい型式、製造年月はお示ししてありますので、組み上がった装置本体の在庫がなくても、情報としては十分であって、必要な部品の在庫があれば工事は可能であり、問題はないと考えておりますという前提がございまして、ほかの3者さんは、そういうことがきちんと分かっておりますので、同等品等で対応して入札に至ったというところでございます。

（非公表部分）さんにつきましては、実際のところはどうか分かりませんが、そこまで考えなかったのではないかとというふうに想像するところでございす。あくまでも想像でございす。

【有川部会長】 14ページを見ると、過去の入札状況を見ると、（非公表部分）さんは何度か入札に参加している実績もあることを考えると、またこういった事業について、あるいは契約について、無知ということは考えられないので、質疑応答をやっているようですので、こういった、今の説明でいくと、部品の話なんで、こういうふうな辞退理由がよく理解できないという、そういうふうに受け取ったんですけども、そうすると（非公表部分）さんの理解が不十分、あるいは情報がうまく連携が取れなかったというところに原因があったんでしょうか。

(非公表部分)さんが一方的に誤解したのか、認識不足なのか、なかなかそこまで言い切れないような気がして、質疑応答で何か齟齬があったのか、よく理解が徹底しないまま説明会を終わってしまったような気がするんですが、その辺どういうふうに理解すればよろしいでしょうか。

【下水道局 三田村森ヶ崎水再生センター所長】 説明会と今、先生お話でございましたけれども、この質疑の在り方というのが、(非公表部分)さんから質問が出てきますと、その質問を局のほうで受けまして、それに対してほかの3者も含めまして、同じ回答を返すということに仕組みとしてなっております。メールあるいはシステムでやり取りをするものですから、その一問一答でやり取りをするというものではございません。

こうした質問に対しまして、我々としては、部品について型式が古く、メーカーの在庫を在籍上ない場合には、同等品を使用可とすると。詳細は特記仕様書を参照のことという回答をしているわけでございます。

その回答を必要かどうか、ほかの3者が必要としたかどうか分かりませんが、少なくともほかの3者さんは、きちんと入札参加されておりますので、(非公表部分)さんのちょっと理解がなかなかいただけなかったのかなというふうに我々としては想像せざるを得ないかなというところでございます。

きちんとやり取りしたのかというような趣旨でございましたら、私どもとしては、やり取りをしたというふうに考えております。

【有川部会長】 関連しなくても結構ですので、ほかの委員から質問、意見がありましたらお願いします。

飯塚委員。

【飯塚委員】 有川委員の最初の質問、予定価格が提示されて、最低制限価格は計算できるのかということですが、工事の工事費内訳明細の、工事の種別ごとの比率というものが出されていたんじゃないかなかったです。

だから、工事の種別の区分さえ間違わなければ、その比率を掛ければ、後で足していけば、最低制限価格が出るんじゃないんですか。

【下水道局 星野契約課長】 契約課長、星野でございます。ご質問ありがとうございます。

今、先生おっしゃっていただきましたように、一定程度、最低制限価格の計算の方法というものは公表されてございます。ただ、予定価格の公表を、今回、事前公表ということではございましたが、金額をもってそのままストレートに最低制限価格が計算できるわけではございませんので、こちら、今回ぴったりということになったところは、先ほど濱村から申しあげましたように、各企業さんが計算をされた結果、同額になったと我々としては理解をしております。

【飯塚委員】 だから、工事の種別ごとの比率は示されているんだから、あとは、工事の種別にきちんと分けること、正しく分けることができれば答えも決まってくるというこ

とで、単純な工事だったら種別も単純になるんで、最低制限価格は計算できますよね。

だから現に計算したから同じ数字が出たわけですね。でも、いつもメタウォーターは特命随契だから、たまにはこういうのもいいというか、珍しいというか、何とも言い難いですね。

結構です。

【有川部会長】 せっかく飯塚委員からメタウォーターが特命随契が多いのに、競争になっているから、今回はというような、ちょっと受け取り方は違うかもしれませんが、そんなニュアンスをいただいた、感じたんですけれども、14ページの過去の表を見ますと、この3年間はメタウォーターの競争した会社、今回、日昇工業だけが同額、最低制限価格と同額で、くじ引の結果になりましたけれども、それを除くと全てメタウォーター以外の会社は辞退しているんですけども、この辺はどういうふうに理由を分析していますかね。

【下水道局 濱村森ヶ崎水再生センター次長】 過去5年を見ますと、延べ11件の辞退がございます。内訳ですけれども、配置予定の技術者の配置が困難になったためというのが9件、それから見積り金額が当初見込みより過大になったためというのが1件、それから、今回の（非公表部分）さんの理由が1件ということになってございます。各業者さんのそれぞれの理由での辞退になっているというところでございます。

以上です。

【有川部会長】 それだけの辞退の分析だと、例えば（非公表部分）さんは、連戦連勝というか、ずっと辞退を続けていますけれども、常に技術者がいない会社なのかと思うぐらい辞退を続けている。同じようにいくつかある会社、（非公表部分）さんと（非公表部分）さんも辞退のくり返し常連なんですけれども、こういったところは技術者がいない会社なのかと思ってしまうぐらいなんですけれども、その辺のところをもうちょっと突っ込んで分析しないと、競争入札とは言いながら、たまたま今回加えて2者競争になりましたけれども、1者入札とほとんど変わらない事態がずっと続く可能性があるんで、もうちょっとやっばり、なぜこういう辞退が多いのかという原因をヒアリング、技術者が今、いないんだという紋切型の理由だけではなくて、もう少し突っ込んだ分析をしてもらわないと、この状況から抜け出すことはできないような気がするんですけども、どうでしょうか。

【下水道局 星野契約課長】 契約課長の星野でございます。ありがとうございます。

先生にご質問いただいた件でございます。局として、こちらの森ヶ崎の本件、南部汚泥処理プラントの電源設備補修にかかわらず、仮に1者入札であったとしても成立をしたものについては、ほかの辞退者に対しまして、あまり詳細なヒアリングは行わずということで、今対応してございます。まず、希望をなるべく広く出していただくために、先ほどメタウォーター入札やっているねというお話をいただきましたが、まずは間口を広く構えるというところを基本スタンスとしてやってございますので、今の状況としては、そのような状況になっているということのご報告でございます。

以上です。

【有川部会長】 飯塚委員。

【飯塚委員】 技術者は、専任でなければいけないんですか。それとも、兼任でもいいんですか。つまり、二つ工事があったときに、両方に関わるということは可能なんですか。

【下水道局 三田村森ヶ崎水再生センター所長】 監理技術者については、専任ということで、その工事のみに専任するという形でございます。

【飯塚委員】 いつも言っているんだけど、専任でなければいけないということであれば、もう一つの工事が具体的にどういうものなのかということに主張するということはいえないんですか。

【下水道局 川田施設保全課長】 ほかの工事の状況が分からないのかというご質問でよろしいでしょうか。

そのようなことでしたら、公表されている内容についてはもちろん、ほかの事業者の方々もお分かりになると思います。どこに入札しているかということに関しましては、この入札参加している方々は、その段階ではお分かりにならないと思いますけれども、走っている工事につきましては、局のほうでも公表しておりますので、常にお分かりになる状態だとは考えております。

回答になっておりますでしょうか。

【飯塚委員】 ちょっと、マイクの具合が悪いので、もういいです。

【有川部会長】 よろしいですか。飯塚委員。

【飯塚委員】 はい、いいです。

【有川部会長】 分かりました。ほかの委員はありますか。

ほかの委員にもお聞きしたいのですが、個人的には、競争環境が今回はあったんですけども、この数年、辞退者があまりにも多過ぎるんで、この辞退理由についての分析を、紋切型のこの技術者の配置が困難になったというだけ、同じ会社が繰返す、何度も繰返す状況も、もちろん非常に問題意識を持っているんですけども、こういった辞退理由について、もう少し突っ込んだ分析をする。必要があればヒアリングをすることによって、競争環境を引き続き整えられるような工夫が必要だなと個人的には思うんですが、担当部局としては、現状維持のようなコメントをいただいているんですが、我々部会としてはどうでしょう。その辞退理由について、もう少し突っ込んだ分析をしていただいて競争環境のさらなる確保をというふうな意見を述べたいと思うんですがよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、再三申し上げますように、この辞退理由について、もう少し突っ込んだ調査をしていただいて、競争環境のさらなる確保のための努力をしていただきたいと思います。ふうな意見を述べて終わりたいと思います。

どうも下水道局の方、ありがとうございました。

(下水道局職員退室)

【有川部会長】 それでは、以上によって議題を終了しますけれども、各事案の結果に

つきまして、再度確認をさせていただくという意味で、記録を取っていただきました事務局のほうから、各事案についての概要、要点について、大変恐縮ですけど、ここで説明をしていただけるとありがたいです。

【米倉契約調整技術担当課長】 契約調整技術担当課長の米倉と申します。

まず初めに談合処理に係る事案について、ご説明させていただきます。

まず、過去の入札参加のメンバーというのは同じ状況だったのかというご質問がありまして、多くて二、三者程度といったところの重複といたしますか、同じ状況は見られたという回答がありました。

それから、この談合情報で対象となっております（非公表部分）と呼ばれる方に対して直接の確認はされたのかということですが、こちらとしては、企業として確認をして、本人には直接確認を行っていないという回答がありました。

また、他の事案、（非公表部分）については、2回目の談合検討委員会開催前に開札しているが、その事情についてご質問がありまして、こちらについては（非公表部分）が入札参加していないため、通常どおり入札を行ったという回答がありました。

議案番号1については、おおむね以上のとおりです。

続きまして、議案2の警視庁小松川警察署長公舎ほか改築工事についてでございます。こちら、まず1者が資格を満たせずに、選定とならなかったけれども、その理由についてご質問がありました。こちらについては完工高が不足していたということでしたから、こちらについては今後、システムの機能を利用して改善を図っていくという回答がありました。

それから、もう1点ですね。公舎と交番につきましては、築年数が違うけれども同時に工事を行ったのはなぜかという質問がありまして、こちらはともに老朽化している中で、土地が取得できたため同時に同じ土地で工事を行うこととしたということで回答がありました。

また、入札時期が繁忙期である年度末になってしまった理由について、ご質問がありまして、こちらは計画通知の手続の関係により、後ろ倒しとなってしまったという回答がありました。

それから、設計変更についてご質問がありまして、既存杭の撤去の状況についてご説明させていただきました。

それから、予定価格の事前公表について、開札時点で1者応札となることが分からない以上、途中で切り替えることができないということかというご質問がありまして、システム上、参加者は自分一人なのか他者がいるのか分からない。潜在的な競争性が確保されている中で、途中で切り替えることはできないということでご回答いたしました。

全体といたしまして、事前公表を今後とも続けるのであれば、1者入札の原因分析と改善策を検討していくことが必要だろうと。不参であっても理由確認をしていくことが必要ではないかという意見がございました。

3番目です。和田堀給水所ほか2か所監視制御設備改造工事でございます。こちらにつきましては、特命随意契約に書かれています改造、システム全体の工事の概要についてご質問があり、局から回答がありました。

また、こちらで使われておりますプログラムに関しまして、非開示ということであって、こちらについては都側が確認できないのかというご質問がありまして、知的財産であり開示はされていないということでありました。

こういった意見があって、プログラムを買っているのに中身が分からないのというのはおかしいのでは、という意見もある中で、システムにおける会社独自のノウハウとされる部分につきまして、発注者として、今後把握することができないかということも含めて、検討していくことが必要なんではないかという意見がありました。

また、特命理由について、もう少し分かりやすく記載することが必要であるという意見がございました。

それから、この工事の特殊であるからこそその積算の適正性の判断について、ご質問がありまして、こちらについては主に見積りを活用する中で、見積りの積算金額の適正性を判断したという回答が局からありました。

続きまして、議案4です。東京都三宅支庁つわぶき職員住宅E棟（仮称）新築工事でございます。こちらにつきましては、競争性確保についてどのような取組を行っているかご質問がありまして、他部署との情報共有、発注時期の調整、平準化、分かりやすい仕様や調整会議などを行っているという回答がありました。

それから、競争環境が限られる中で、入札手続を適正に行っていただきたいというご意見がありまして、今後とも母集団が少ない中で、引き続き適正な契約手続を行っていき、競争性を高める取組を行っていくという局からの回答がありました。

それから、こういった島しょ部共通の問題につきまして、検討する場があるのかというご質問がありまして、問題を共有し具体的な対策を取り組んでいく担当者会があるということで回答がありました。

それから、最後の議案になります。南部汚泥処理プラント電源設備補修工事になります。こちらにつきましては、入札価格が同額ですけれども、事前公表すると最低制限価格もおのずから分かるのかというご質問がありまして、予定価格だけではストレートに計算できるわけではないという回答を行いました。

また、技術者は専任か、他の工事の状況は分かるかというご質問がありまして、監理技術者につきましては専任であり、他の工事の契約状況については、分かるといったやり取りがあったかと認識しております。

全体といたしましては、辞退がある中で、この辞退の理由を精査して、競争性の確保を図っていくことが重要であるというご意見をいただきました。

簡単ですけれども、当方からは以上になります。

【有川部会長】 どうもありがとうございます。簡潔にまとめていただきまして、あ

りがとうございました。

ただいまのまとめにつきまして、何かご質問等ありますでしょうか。

それでは、進行を事務局にお返ししたいと思います。よろしくお願いします。

【須藤契約調整担当部長】 有川部会長、ありがとうございました。委員の皆様方には長時間にわたり、ご意見をいただきましてありがとうございます。

最後になりますが、小池委員が令和6年3月18日をもって任期満了でご退任されます。第二監視部会といたしましては、今回は最後となりますので、小池委員よりご挨拶をいただければと存じますが、お願いできますでしょうか。

【小池委員】 お時間いただきましてありがとうございます。皆様、こちらの監視委員会で2期8年間にわたりまして、事務局の皆様、そして委員の皆様には、大変いつも助けていただきました。どうもありがとうございました。

この8年の間、最初は豊洲の問題とか、オリンピックの問題など、入札を取り巻く目が厳しくなったりしたということもあり、ルールがいろいろ変わったりですとか、また、最近の本日の案件でも出てきましたけれども、人手不足が深刻化する中で、いろいろな新たな問題というか、いろいろまた困った点がいろいろ出てきたかなというふうに、世界情勢がいろいろ変わっていく中で、委員の皆様と様々議論できた、意見をお聞きしたり議論できたことを非常に勉強になったなと思っております。そのことが少しでも都民の皆様のお役に立てたなら、うれしいなと思っております。

今後また、こういった様々な変化があると思うんですけども、その中で、この入札という仕組みが、公平な競争でありますとか、またそれを通した事業者の育成といったことに、そういったことに有効に機能していくようなことになればいいなと、あと、まだこれから任期の残っている委員の皆様、また事務局の皆様にもそのようなことを勝手ながら期待しております。

本当にこの8年間、皆さんのお支えなくしてはできなかったと思っておりますので、心から感謝しております。本当にありがとうございました。

【有川部会長】 小池委員、長い間ありがとうございました。おかげさまで私たちも大変勉強になりました。あと、小池委員の意思を継いで、第二監視部会の残りの委員で、また引き続き頑張っていきますので、今後ともご指導よろしくお願いします。

【小池委員】 どうぞよろしくお願いします。ありがとうございました。

【須藤契約調整担当部長】 ありがとうございました。お話にありましたが小池委員には、平成28年3月から8年にわたりまして委員を務めていただき、貴重なご意見をいただきました。改めて御礼を申し上げます。

なお、入札監視委員会の全体会はまだ任期中に予定してございますので、引き続きよろしくお願いします。

委員の皆様には、今後ともお忙しい中、ご協力いただくこととなりますがよろしくご指導のほど、お願いしたいと存じます。

それでは、以上をもちまして本日の部会を終了させていただきます。
本日は誠にありがとうございました。

—了—